

高額医療・高額介護合算療養費の申請書を発送します

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

高額医療・高額介護合算制度とは、医療保険と介護保険における1年間(令和元年8月1日～令和2年7月31日)の自己負担額を合算した額が下記の自己負担限度額(年額)を超えた場合に、申請により限度額を超えた分が各保険者から支給されるものです。

●自己負担限度額(年額)

負担割合	所得区分	後期高齢者医療分と介護保険分を合算した限度額	
3割	現役並み所得者Ⅲ	212万円	
	現役並み所得者Ⅱ	141万円	
	現役並み所得者Ⅰ	67万円	
1割	一般	56万円	
	市町村民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

支給対象となる可能性が高いかたには、4月頃に広域連合から申請書を発送する予定です。

以下の場合には支給申請の案内が届かないことがあります。

- 対象期間に市町村を超えて転居した
- 他の健康保険から後期高齢者医療制度に加入した

お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。

※高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額は含みません。

※限度額を超える額が500円以下の場合、支給されません。

※区分Ⅰに該当し、世帯内に介護保険の受給者が複数いる場合は、限度額が異なる場合があります。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用しましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

ジェネリック医薬品とは?

先発医薬品の特許期間終了後に先発医薬品と同一の有効成分を使用して作られたお薬です。



先発医薬品より安価で経済的です

品質・効き目・安全性は先発医薬品と同等であると国が認めています



「薬代の自己負担の軽減に関するお知らせ」を発送しています

現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、お薬代が一定額以上軽減できると見込まれるかたへお知らせしています。



ジェネリック医薬品を希望する場合は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります



●現在の健康保険証でも受診できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、**事前に申込が必要です。**

**医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
かざすだけ!**

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分